# 平成29年度　第1四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：九州電力（株）川内原子力発電所

作成責任者：統括原子力運転検査官　川ノ上　浩文

| 番号 | 指摘日 | 事務所<br>担当者 | 事業者<br>対応者 | 指摘（要旨） | 事業者<br>回答日 | 事業者の処置状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成29年6月9日 | 川ノ上<br>森園<br>小林 | 安全品質保証統括室長 | 【安全文化醸成活動に係る指導】<br>九州電力（株）川内原子力発電所における平成28年度安全文化醸成活動を踏まえた安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価を通知し、取組要請事項について指導した。 | 平成29年6月9日 | 【事業者の見解】<br>取組要請事項を平成29年度安全文化醸成活動に反映する。 |
| | | | | | 平成29年9月1日 | 【改善措置状況の確認】<br>取組要請事項を平成29年度安全文化醸成活動に反映していることを確認した。 |
| 2 | 平成29年6月29日 | 川ノ上<br>森園<br>小林<br>佐々木 | 2号炉原子炉主任技術者 | 【平成29年度第1回保安検査時の指導】<br>平成29年4月2日に保安規定第71条（外部電源）に係る運転上の制限の逸脱宣言を行い、その後、同宣言を取消し、4月4日には取消した同宣言を訂正した事案（以下「事案」という。）があったことから、本件について不適合管理の実施状況を確認した。<br>その結果、不適合管理基準に基づき不適合・是正処置報告書を作成し再発防止対策を記載しているものの、事案の原因を網羅的に分析していないことが確認されたことから、保安活動の実効性をより確実なものとするため、事案の原因を網羅的に分析し、不適合管理するよう当事務所より指導文書を発出した。 | 平成29年6月29日 | 【事業者の見解】<br>運転上の制限逸脱の判断に係る事案の原因を網羅的に分析し、不適合管理する。 |
| | | | | | 平成29年8月7日 | 【改善措置状況の確認】<br>・4月1日に発行している「不適合・是正処置報告書（2017-1）」を再整理し、既発行の「不適合・是正処置報告書（2017-1）」を「設備」に特化した内容に改訂するとともに、新たに「運用」に特化した内容の「不適合・是正処置報告書（2017-3）」を発行していることを確認した。<br>・人的過誤の直接要因の分析手法を参考に、分析対象行為を網羅的に分析していることを確認した。<br>・発電所関係者に対して、「運転基準」、「運転上の制限に係る判断要領」、「技術基準」及び「異常時通報連絡処置要領」の改正内容を周知していることを確認した。<br>・発電課関係者に対して、「運転上の制限に係る判断要領」等の改正内容について周知教育していることを確認した。 |